

「木更津市働き方改革実践企業」登録制度要領

第1条 趣旨

この要領は、誰もが働きやすい職場、社会環境づくりに向けた取組を推進する企業を、「木更津市働き方改革実践企業」として登録することについて、必要な事項を定める。

第2条 目的

企業の「働き方改革」に対する自主的な取組を促すとともに、その内容を登録し、広く市民に周知することにより、当該企業が社会的に評価される仕組みを作るほか、優れた取組を市内に広めることにより、地域全体での「働き方改革」を推進する気運を醸成することを目的とする。

第3条 対象

対象となる企業は、市内に本店、支店または営業所が所在し、市内において事業活動を行う常時雇用労働者を有する法人または個人(以下「対象企業」という。)とする。

なお、以下の項目をいずれも満たしていることを前提とする。

- (1) 労働基準法や育児・介護休業法等の労働関係法令に違反する重大な事実が過去3か年以内にないこと
および過去5年以内に重大な法令違反等がないこと
- (2) 育児・介護休業法を遵守した就業規則を整備していること
- (3) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づき、一般事業主行動計画を策定し公表すること及び同計画を厚生労働省都道府県労働局に届出をしていること(ただし、常時雇用労働者が101人以上の場合)
- (4) 木更津市暴力団排除条例(平成24年木更津市条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条例第2条第3項に規定する暴力団員等または同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者ではないこと
- (5) 市税の滞納がないこと

第4条 取組内容

取組の内容は、次のとおりとする。

(1) 取組内容

次の7つの項目のうち、合計2つの項目について取組内容を設定すること。

- ① 長時間労働の是正
- ② 柔軟な働き方がしやすい環境整備
- ③ 病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立
- ④ 多様な人材が活躍しやすい環境整備
- ⑤ 非正規雇用の待遇改善
- ⑥ 賃金引上げと労働生産性向上
- ⑦ 人材育成、教育の充実

(2) 具体的な内容

- ① 上記取組内容達成に向けて、実施する具体的な内容を設定すること。
- ② 既存の取組をさらに向上する内容、または新規の取組を設定すること。

※なお、就業規則の内容に変更が生じる場合は、就業規則の策定又は、改定などを行うこと。

(3) 取組期間

取組期間は、原則1年～3年までの間でそれぞれの対象企業の現状に応じて設定すること。

第5条 登録申請

申請は、「登録申請書」(別記様式第1号)に、必要書類を添付し、申請するものとする。

第6条 登録・通知

市は、「登録申請書」(別記様式第1号)の提出があり、第4条に定める取組内容について適正と判断した対象企業(以下、「登録企業」という。)には、登録証を交付するものとする。

第7条 取組内容の報告

登録企業は、市に「取組状況報告書」(別記様式第2号)を、取組期間中における各年度の3月31日(ただし、取組開始から3カ月に満たない登録企業は、取組開始の翌年度の3月31日)または取組期間の終了時期のいずれか早く到来する日までに提出し、取組内容に対する取組状況について報告をするものとする。

第8条 登録企業の特典

市は、登録企業の取組内容について、市のホームページ及び市広報媒体を活用して、広く周知を図るものとする。また、登録企業は、取組期間中において以下の特典を受けることができる。

- (1) ハローワーク木更津が発行する求人票の特記事項欄に、登録企業である旨を記載できる
- (2) 市が主催する合同就職説明会等において、優先的に参加できる
- (3) 市から国、県、市等が実施する様々な支援情報の提供を受けることができる

第9条 登録の変更

登録企業は、登録証の記載内容に変更がある場合は、速やかに「変更登録申請書」(別記様式第3号)を市に提出するものとし、市は登録企業に対して内容を更新した登録証を交付するものとする。

第10条 登録の辞退

登録企業は、取組内容にかかる取組を実施しなくなったとき、または登録を辞退しようとするときは、速やかに「辞退届出書」(別記様式第4号)を市に提出するものとする。

第11条 登録の取消

市は、前条により登録を辞退したとき、または登録企業として適當ではなくなったと認められるときは、登録を取り消すことができるものとする。

附則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。